

令和 7 年 中間市農業委員会総会（5 月）議事録

1. 開催日時 令和 7 年 5 月 1 4 日（水）10 時 00 分開会～11 時 00 分閉会
2. 開催場所 中間市地域交流センター 第 1 会議室
3. 出席委員 5 名 会長 柴田 功 1 番 貞末 照 3 番 貞末 重雄
4 番 日高 靖 6 番 井上 俊子
4. 推進委員 3 名 丸山 政和 小西 一史 田中 久光
5. 傍聴者 0 名
6. 事務局 4 名 宮崎事務局長 花田補佐 坂本 熊井
7. 議事日程について
報告第 1 号 農地法第 5 条の第 1 項第 6 号の規定による届出について（転用）
議案第 14 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（利用権設定）
議案第 15 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（利用権設定）
議案第 16 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（利用権設定）
議案第 17 号 令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の
実施状況の公表（案）について
協議事項第 1 号 農業委員の補充について
協議事項第 2 号 暴力追放推進協議会委員の選出について

【議事内容】

〇〇議長：ただいまの出席委員は 5 名で委員定数の過半数に達しております。よって、令和 7 年 5 月の農業委員会は成立いたしました。それでは本日の会議を始めたいと思います。本日の日程は、お手元の議案書の要領で進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

報告について議題といたします。

報告第 1 号「農地法第 5 条の第 1 項第 6 号の規定による届出について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

事務局：資料 1 ページをお開きください。報告第 1 号「農地法第 5 条の第 1 項第 6 号の規定による届出について」です。今回 1 件届出がなされていますので、ご説明いた

します。

農地の所在中間市大字垣生字〇〇〇〇。面積 628 m²。同じく〇〇〇〇。面積 773 m²、同じく〇〇〇〇。面積 61 m²。同じく〇〇〇〇。面積 400 m²。面積合計 1,862 m²。譲渡人〇〇〇〇。住所福岡市早良区西新七丁目〇〇〇〇。譲受人〇〇〇〇。住所北九州市若松区頓田〇〇〇〇。転用目的は集合住宅となっています。こちらの農地の位置図及び写真を 2、3 ページに載せておりますのでご確認ください。説明は以上です。

〇〇議長：事務局の説明がありましたが、本件についてご意見ご質問はありませんか。

〇〇議長：意見が無いようですので、これで報告第 1 号を終わります。次に議案事項を議題といたします。議案第 14 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（利用権設定）」を議題といたします。
議案台 14 号は〇〇〇〇委員に関する案件が含まれておりますので退室をお願いします。それでは、提案理由の説明を求めます。

事務局：資料の 8 ページをご覧ください。議案第 14 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（利用権設定）」についてです。

こちらは前回所有権移転でご説明したとおり令和 7 年 4 月から法律が改正され、利用権についても農地中間管理事業の推進に関する法律に基づいて農業委員会の意見を求めるということになっております。所有権移転と同様に総会資料の様式も変更しております。以前は所有者から農地中間管理機構に貸す計画、その後農地中間管理機構から担い手へ貸す計画をそれぞれ上程しておりましたが、まとめて一つの議案として上程するので、農地中間管理機構の説明は省略し、所有者と担い手のみの説明を行います。

それでは、ご説明します。

1 件目、農地の所在中間市大字上底井野字兼宗〇〇〇〇外 1 筆。面積合計 3,416 m²。所有者〇〇〇〇。住所佐賀市開成四丁目〇〇〇〇。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字上底井野〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和 7 年 6 月 1 日から令和 11 年 10 月 31 日までの 4 年 5 ヶ月。10a あたりの賃借料 10,000 円。支払方法口座振替。2 件目、農地の所在中間市大字垣生字城丸〇〇〇〇。面積 846 m²。所有者〇〇〇〇。住所中間市大字上底井野〇〇〇〇。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字垣生字〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和 7 年 6 月 1 日から令和 17 年 4 月 30 日までの 9 年 11 ヶ月。10a あたりの賃借料 10,000 円。支払方法口座振替。3 件目、農地の所在中間市大字垣生字城丸〇〇〇〇外 3 筆。面積合計 6,705 m²。所有者〇〇〇〇。住所中間市

大字上底井野〇〇〇〇。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字上底井野〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和 7 年 6 月 15 日から令和 13 年 4 月 30 日までの 5 年 11 ヶ月。10a あたりの賃借料 10,000 円。支払方法口座振替。4 件目、農地の所在中間市大字垣生字城丸〇〇〇〇。面積 1,177 m²。所有者〇〇〇〇。住所遠賀郡岡垣町上高倉〇〇〇〇。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和 7 年 6 月 1 日から令和 17 年 4 月 30 日までの 9 年 11 ヶ月。10a あたりの賃借料 10,000 円。支払方法口座振替。5 件目、農地の所在中間市大字垣生字弥勒鼻〇〇〇〇。面積 1,515 m²。所有者〇〇〇〇。住所中間市土手ノ内一丁目〇〇〇〇。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和 7 年 6 月 1 日から令和 17 年 4 月 30 日までの 9 年 11 ヶ月。10a あたりの賃借料 10,000 円。支払方法口座振替。6 件目、農地の所在中間市大字上底井野字中島〇〇〇〇。面積 912 m²。所有者〇〇〇〇。住所神奈川県川崎市多摩区寺尾台〇〇〇〇。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字上底井野〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和 7 年 6 月 10 日から令和 14 年 4 月 30 日までの 6 年 11 ヶ月。10a あたりの賃借料 10,000 円。支払方法口座振替。ただいまご説明した農地につきましては、10 ページから 13 ページに位置図を載せておりますのでご確認ください。説明は以上です。

〇〇議長：はい。ただいま事務局の説明がありましたが、本件について、ご意見ご質問等はありませんか。

〇〇議長：無いようですので採決に入ります。

本件について賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

全員賛成のため、原案のとおり承認されました。これで議案第 14 号を終わります。〇〇〇〇委員の入室をお願いします。

〇〇議長：続きまして、議案第 15 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（利用権設定）」を議題といたします。

議案台 15 号は〇〇〇〇委員に関する案件が含まれておりますので退室をお願いします。それでは、提案理由の説明を求めます。

事務局：資料の 14 ページをご覧ください。議案第 15 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（利用権設定）」についてです。

それでは、ご説明します。

1 件目、農地の所在中間市大字垣生字城丸〇〇〇〇外 2 筆。面積合計 3,302 m²。所有者〇〇〇〇。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和 7 年 6 月 1 日から令和 17 年 4 月 30 日までの 9 年 11 ヶ月。10a あたりの賃借料 10,000 円。支払方法口座振替。2 件目、農地の所在中間市大字垣生字五楽〇〇〇〇。面積 291 m²。所有者〇〇〇〇。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和 7 年 6 月 1 日から令和 17 年 4 月 30 日までの 9 年 11 ヶ月。10a あたりの賃借料 10,000 円。支払方法口座振替。
ただいまご説明した農地につきましては、15 ページに位置図を載せておりますのでご確認ください。説明は以上です。

〇〇議長：はい。ただいま事務局の説明がありましたが、本件について、ご意見ご質問等はありませんか。

無いようですので採決に入ります。

本件について賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

全員賛成のため、原案のとおり承認されました。これで議案第 15 号を終わります。〇〇〇〇委員は入室をお願いします。

〇〇議長：続きまして、議案第 16 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（利用権設定）」を議題といたします。

議案第 16 号は〇〇〇〇委員関する案件が含まれておりますので退室をお願いします。それでは、提案理由の説明を求めます。

〇〇議長：議案第 16 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（利用権設定）」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

事務局：資料の 16 ページをご覧ください。議案第 16 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（利用権設定）」についてです。

それでは、ご説明します。

1 件目、農地の所在中間市大字中底井野字会前田〇〇〇〇外 1 筆。面積合計 3,100 m²。所有者〇〇〇〇。住所中間市大字上底井野〇〇〇〇。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字中底井野〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和 7 年 6 月 15 日から令和 13 年 4 月 30 日までの 5 年 11 ヶ月。10a あたりの

賃借料 10,000 円。支払方法口座振替。

ただいまご説明した農地につきましては、17 ページに位置図を載せておりますのでご確認ください。説明は以上です。

〇〇議長：はい。ただいま事務局の説明がありましたが、本件について、ご意見ご質問等はありませんか。

無いようですので採決に入ります。

本件について賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

全員賛成のため、原案のとおり承認されました。これで議案第 16 号を終わります。〇〇〇〇委員は入室をお願いします。

〇〇議長：つづきまして、議案第 17 号「令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

事務局：資料 23 ページをお開きください。議案第 17 号「令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）」についてです。

こちらは年度当初に提案した令和 6 年度の計画の実績と事務を公表することとなっておりますので、公表案を説明します。

23 ページの農業委員会の状況についてですが、農業委員会の体制と農地等の概要は変更は無く、計画の内容を転記するため省略します。次の 24 ページⅡの最適化活動の実施状況についてです。①現状の管内の農地面積 272 ha、集積面積 173 ha、集積率 63.6%となっており、農地の確保・有効利用を図る上で耕作者の確保が重要となるが、農業従事者の高齢化等により減少しているため、地域における耕作者を確保していくことが課題となっております。

②目標について令和 10 年度に集積率 80%としており、県の集積率の目標と同様にしております。目標達成に向けて毎年 7 haずつ増加すれば達成出来る想定としております。そのため令和 6 年度の新規集積目標は 7 haとしており、③の新規集積の実績が 16 haとなっております。これは人・農地プランを地域計画として策定した際に担い手の範囲を広げたため、今年度の新規集積面積が増加しております。今年度末の集積面積は 189.1ha。今年度末の集積率は 69.5%。目標に対する達成状況は 105.0%で目標を達成しております。

集積を行う農地の確保が難しい状況であるため、離農希望者等からの相談を密に行いながら担い手への農地集積を行っています。

事務局としては、集積面積が増えているように見えますが、実際は担い手の範囲が増えただけなので、今後はこれ以上の集積が難しいところではありますが、離農の希望者がいた場合は地域の担い手へ集積を行っていただけるよう委員の皆様と協力していくこととして点検結果を記載しております。

次の遊休農地の発生防止・解消については、1号黄区分の遊休農地が2.3 haありますが、25ページの③実績にあるとおり、令和6年度に新たに遊休農地は発生していないので、新たな遊休農地の発生を防止しつつ既存の遊休農地の解消出来るよう取り組んでいくこととしております。ただ、整備等を行う必要がある農地もあるため、所有者や関係機関等と協議していくことを今後の課題としております。

(3)の新規参入の促進についてですが、長い期間、新規参入者がいない状況であり、離農に伴う農地は後継者が引き継ぐ傾向にあり、新規参入者へあつてできる農地が無いことが理由となっております。今後は、後継者がいない農業者や新規参入の相談等があった場合は、関係機関及び地区の農業者等と連携しながら新規参入者への体制を整えていくこととしております。

資料 26 ページをお開きください。

2最適化活動の活動目標については、月5日を活動日数として、最適化活動を行う人数が農業委員数は7名、最適化推進委員数3名として活動しております。

活動強化月間の設定については、8月に農業委員会の総会終了後、農地パトロールを行い、遊休農地の確認等を行っています。12月に更新分も含んだ利用権設定の手続きや農地利用意向調査の実施を行いました。また、地域計画による所有者の利用意向調査では現在の耕作者へ引き続き耕作を希望する人が大多数を占めておりました。実績としては12月8日に強化活動を行いました。

27 ページをお開きください。

新規参入相談会への参加については、参加回数を1回として目標を上げておりましたが、県の研修等が無く参加できていないため、実績は0です。令和7年度につきましては、会長と相談して北九州普及指導センターに協力依頼を行い、総会の終了後等に農業委員と推進委員への新規就農者に対する対応等の研修会等を開催予定としております。

資料 28 ページをお開きください。

事務の実施状況について、令和6年度は毎月農業委員会総会を開催しましたので、計12回としています。農地法第3条に基づく許可事務は7件処理しており、許可件数は処理件数と同様7件となります。

農地転用に関する事務は、市街化区域内農地の転用事務件数は件数に含まず、市街化調整区域内農地の転用事務件数のみとなっています。令和6年度は0件

となっています。

違反転用の対応については、年度末時点で 0.35ha が違反転用の農地となっていますが、今年度は解消した農地はないため、実績は 0ha となります。

説明は以上です。

〇〇議長：事務局から説明がありましたが、本件についてご意見はありませんか。

〇〇委員：23 ページの農業委員会の現在の体制ですが、定数が 7 名認定農業者が 4 名、中立委員 1 名、女性委員 1 名となっていて、計算すると人数が合わないんですが、これは内訳ではないんですか。

事務局：これは内訳では無く、該当する場合にカウントするため、重複する人もいるため人数は定数と同じにはなりません。

〇〇議長：私から補足ですが、24 ページの最適化の実績で集積面積について先ほど事務局から説明がありましたが、これ以上の集積が難しいというところではありますが、相続による名義変更が出来ていないため、利用権設定等が出来ない状況となっております。相続登記の法定化もされているので、今後は相続登記に関する周知を進めていくことも重要と思います。25 ページの新規参入についても本市は土地利用型の米、麦、大豆が中心となっているため、どうしても農地が必要となり、1 反 2 反ではなかなか経営成り立たないため、新規参入が難しい現状です。今後は施設園芸等の別の方法で参入出来ないか普及センターに相談してやっていけたらと思っています。

〇〇議長：他にないでしょうか。無いようですので採決に入ります。

本件について賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

全員賛成のため、原案のとおり承認されました。これで議案第 17 号を終わります。

次に協議事項を議題といたします。協議事項第 1 号「農業委員の補充について」を議題といたします。それでは提案理由の説明を求めます。

事務局：資料 29 ページをお開きください。

協議事項第 1 号農業委員の補充についてです。4 月の総会のその他事項で話しておりましたが、皆様と決めるべき案件と判断しましたので協議事項として改めて提案させていただきます。それでは説明します。

中間市農業委員の欠員に伴い、令和８年７月１９日までの残任期間を担う新しい委員の補充について、皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。説明は以上です。

〇〇議長：これは議案ではないので皆様に協議して決めていきたいと思います。
先ほど事務局から説明がありましたが、任期としてはどうなんですかね。

事務局：予定としては、９月の議会に上程して承認されてからとなるので１０月頃を想定しております。

〇〇議長：１ヶ月程度公募を行うなど、通常の農業委員の改選と同様の手続きを行うため、６月議会は間に合わないので、早くて９月議会に上げることとなりますので、実質は１０ヶ月程度の任期となります。前回のその他では任期期間が短い
ため、補充はしないでもいいのではとの意見が出ていましたが、担当地区の農業委員がいないため、必要ではとの声もありましたので、私としては期間が短いですが、補充した方がいいのではと思っているところです。皆様どう思われますでしょうか。
はい。〇〇〇〇委員。

〇〇委員：前回のその他の時に話題となりましたこの件について私も調べました。
農業委員の定数は農業委員会の区域内の農業者の数、農地の面積に応じた定数の上限を超えない範囲で市町村の条例で定めるものとしてされております。
委員の定数は７人で１人欠員となりますので現状は６人です。農業委員過半数は認定農業者で無ければならないとされており、６人中３人が認定農業者なので過半数には達していない状況です。しかし、これは任命した際に過半数であればその後過半数をきってもよいこととなっております。ただ、業務上に支障を来す場合は農業委員の補充が必要であるとのことです。農林水産省が男女共同参画の取組の一環で女性農業委員を３０％にする目標を掲げておりますが、目標なので達成していなくても問題は無いとのことです。私が調べた内容は以上です。

〇〇議長：はい。〇〇〇〇委員

〇〇委員：今までは大きな問題がなかったためであり、もし、問題が起きた場合はその地区に詳しい人が窓口等になる必要があると思いますので、欠員が出たときは補充すべきだと思います。

〇〇議長：先ほど〇〇〇〇委員が話していた業務に支障を来す場合ですが、今回の総会の議案内容によって委員が一時退室する場合は、定員の過半数を下回らないよう分けて提案する必要が生じてます。そのような観点からも補充した方が良いと思います。

〇〇委員：欠員となった担当地区の認定農業者から出してもらうのは出来ないのですか。

〇〇議長：改選時は、認定農業者の過半数が必要でしたが、補充の場合は必ずしも認定農業者である必要は無く、出来るだけ認定農業者をというところです。あと、こちらから担当地区の認定農業者と指定はできません。

事務局：公募については一般公募となります。その後、選定委員会で決まった人がどうなっているかということです。

〇〇委員：今話されていることですが、認定農業者は認定農業者協議会に話を下ろしますよね。そのときの認定農業者協議会内で決議は取らないんですか。改選の時は協議会に下ろすけど、補充の時は下ろさないんですか。

事務局：今回の協議事項で補充すると決まったら、公募の際に認定農業者協議会会長を通して推薦するかどうか、推薦するのであればどなたを推薦するかお話しします。

〇〇委員：認定農業者協議会に話を下ろして推薦しないといけない決まりは無く、農業委員会で話を下ろしましょうと決めているだけですよね。

事務局：応募の方法は推薦と自薦の2種類あり、団体として認定農業者協議会と生産組合長会が推薦するかどうかの話をします。

〇〇委員：あくまでも一般公募を行って、その中の認定農業者協議会の中での話し合いでこの地区からにしようということになって推薦されるという認識でよろしいですか。

事務局：そのとおりです。協議会の中で決めてもらいます。

〇〇議長：本件について他にご意見はありませんか。
それでは農業委員を1名補充することとしてよろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。補充するということで事務を進めます。

〇〇議長：続きまして、協議事項第2号「暴力追放推進協議会委員の選出について」を議題といたします。それでは提案理由の説明を求めます。

事務局：資料37ページをお開きください。

協議事項第2号暴力追放推進協議会委員の選出についてです。こちら先ほどの件に付随するのですが、兼任していた委員の欠員に伴い、新たに残任期間を担う委員の選出について審議していただければと思います。暴力追放推進協議会の事務局に確認したところ、幹事では無く委員であるため可能であればとの回答がありました。そのため、次回の改選の際決めるまで選出しないこととするか、今いる農業委員の中から選出するのかというところです。

〇〇議長：事務局から説明がありましたが、本件についてご意見やどなたか立候補する方はいませんか。いないようでしたら私から〇〇〇〇委員を指名したいと思います。よろしいでしょうか。

〇〇委員：わかりました。

〇〇議長：続きまして、「その他」を議題といたします。何かご意見はありますか。

〇〇委員：-農業委員について-
-報酬について-

〇〇議長：以上で「その他について」を終わりたいと思います。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は会議規則第9条により議長において、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員を指名いたします。

以上をもって全日程を終了いたしましたので、本日の会議を閉会いたします。
お疲れ様でした。

議事録署名委員
